**平成２２年（フ）第１５８５号**
札幌市西区八軒２条西２丁目９番17号　プレザントマンション202号室、住民票上の住所札幌市西区八軒８条西９丁目１番２―13号
債務者　高橋　裕也
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１５８７号**
北海道江別市朝日町８番地の１　アンジュリオン202
債務者　吉田　浩之
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１６５５号**
札幌市北区新川西２条５丁目８番21号
債務者　木屋　千世
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１６６０号**
札幌市手稲区富丘２条６丁目２番20―207号
債務者　新井田憲一
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１６６１号**
札幌市手稲区富丘２条６丁目２番20―207号
債務者　新井田由美子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１７５５号**
札幌市中央区南８条西18丁目１番10号　第３マンション幸梅２－Ｆ－８号
債務者　松下　　肇
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１７９９号**
札幌市手稲区西宮の沢３条３丁目５番11―103号
債務者　佐藤裕美子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１８２７号**
札幌市中央区宮の森１条15丁目５番12―311号
債務者　八賀　　亨
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１８２８号**
札幌市中央区宮の森１条15丁目５番12―311号
債務者　八賀　順子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１８３４号**
札幌市南区南沢４条２丁目６番22号　山田マンションＢ－１号
債務者　棚瀬　　忍
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３０６号**
盛岡市南仙北２丁目13番22号　エクセル山雄南仙北102号
債務者　武藏　　剛
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第３２９号**
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字野沢62番地44　滝沢官舎２―101号
債務者　石垣　尚子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第３３２号**
茨城県ひたちなか市大字中根3271番地240、旧住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子208番地88
債務者　小川　直哉
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第３５５号**
盛岡市西松園２丁目17番５号、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第11地割８番地74
債務者　北村　彰悦（旧姓飛内）
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第１３４号**
群馬県高崎市鶴見町14番地11
債務者　佐藤　俊彦
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　前橋地方裁判所高崎支部

**平成２２年（フ）第１７０号**
群馬県安中市松井田町松井田566番地１
債務者　萩原　　清
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　前橋地方裁判所高崎支部

**平成２２年（フ）第４２１号**
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金135番地１県営鶴ヶ島藤の台団地１―101号、前住所埼玉県東松山市大字市ノ川199番地64
債務者　濵崎昭太郎
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　さいたま地方裁判所川越支部